

総合評価落札方式運用ガイドライン

令和7年3月改訂

尾花沢市

～ 目 次 ～

1	はじめに	1
2	総合評価の対象工事と評価方式	1
3	実施手順	2
4	評価方法	3
5	評価項目	3
5-1	技術力	4
5-2	地域性	7
6	留意事項	11

1 はじめに

国では、平成17年4月より「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）を施行し、ダンピング受注の排除や公共工事の品質確保に向け総合的に取り組んでいる。

総合評価落札方式（以下「総合評価」という。）は、従来の価格のみで落札者を決定する方式と異なり、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するための方式であり、品確法の施行以降、全国的に普及している方式である。山形県では、総合評価の普及促進を図るため、平成22年8月に市町村向けに総合評価実施マニュアルを策定している。

本ガイドラインは、平成29年4月に山形県の実施マニュアルを参考に、総合評価の手順及び評価項目・基準等を示すとともに、総合評価の定着と透明性の一層の向上を図っていくことを目的に策定したものである。なお、今般の国における入札制度の改正や社会情勢、経済状況の変化を踏まえ、適宜改訂することとする。

2 総合評価の対象工事と評価方式

（1）対象工事

総合評価の対象となる工事は、緊急を要する工事などを除き、原則として条件付一般競争入札に付す工事のうち、企業の技術力や地域性等を入札価格と総合的に評価することが適当と認められる工事に適用する。

（2）評価方式

① 簡易Ⅰ型（施工計画型）方式

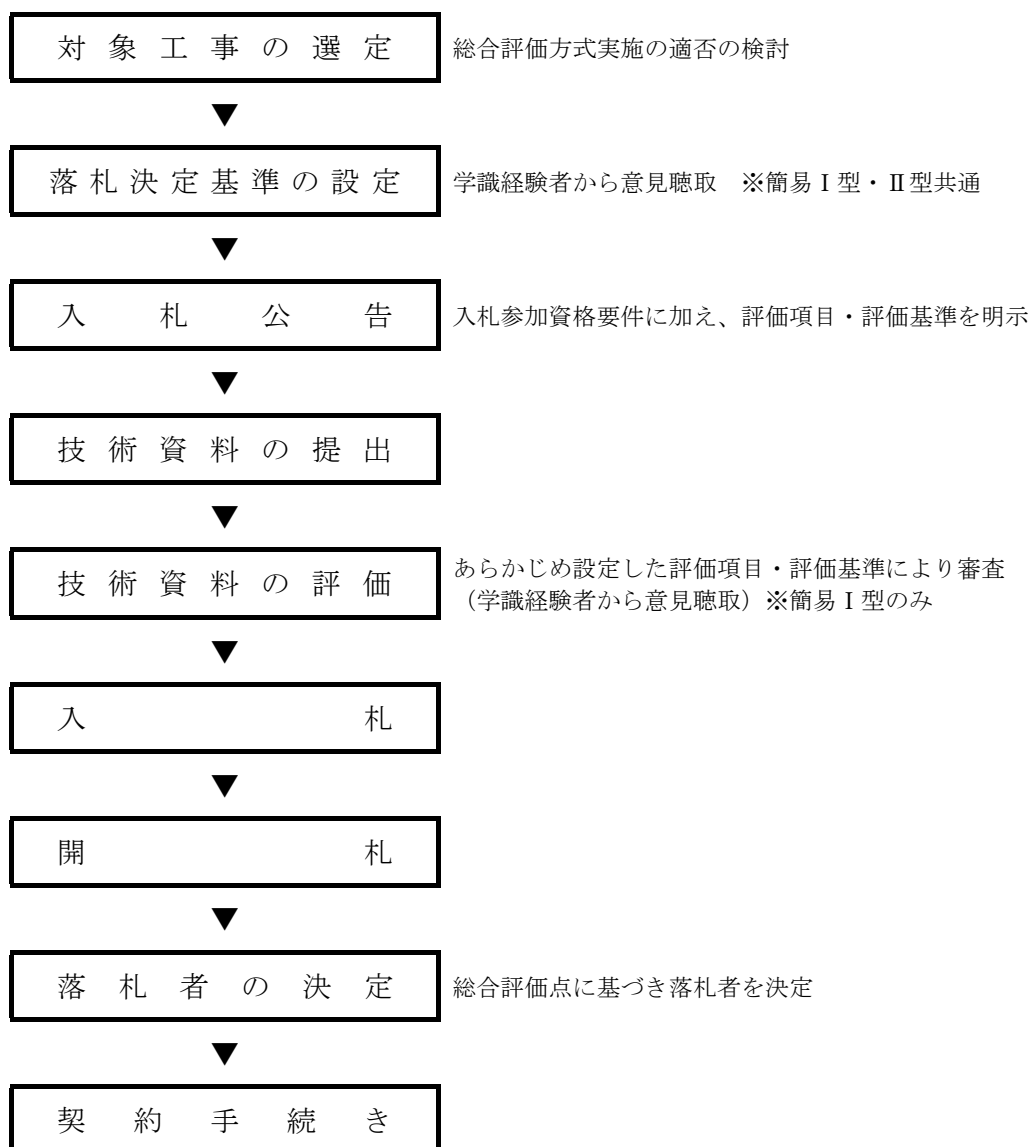
工程や品質の管理、環境の維持や交通の確保等、施工上特に配慮を要する工事について、配慮事項に係る簡易な施工計画を求めて評価を行う。

② 簡易Ⅱ型（実績確認型）方式

工事内容の施工の確実性を確保するため、企業の施工能力や配置予定技術者の能力、地域精通度、地域貢献度等により評価を行う。

3 実施手順

総合評価では、入札公告の実施前に落札決定基準（評価項目・評価基準）を設定するとともに、評価方法を決定する。また、地方自治法施行令に基づき、落札者決定基準を設定する際は、2人以上の学識経験者の意見を聴く必要がある。



※注 学識経験者からの意見聴取については、落札決定基準の設定時のほか技術資料の評価時にも意見を聴く必要があるかどうかあらかじめ確認する。学識経験者より意見を聴く必要があると述べられた場合は、技術資料の評価時も意見聴取する。

4 評価方法

総合評価は、入札価格と価格以外の要素（技術力、地域性等）を数値化し、算定された評価値（総合評価点）の最も高い者を落札者とする。なお、評価方法には「除算方式」と「加算方式」があるが、県に準拠し「除算方式」を採用する。

$$\text{評価値 (総合評価点)} = \frac{\text{価格以外の要素(標準点+加算点)}}{\text{入札価格}} \times 1 \text{ 百万 (円)}$$

〔標準点〕発注者側が示した要求要件を最低限満たす技術資料を提出した者に対して標準点を与える。（100点）

〔加算点〕技術資料に対し評価基準に基づき評価した加算点を与える。

（留意点）（簡易Ⅰ型 16点、簡易Ⅱ型 12点）

- ・入札価格が予定価格を上回った場合は落札者となれない。
- ・入札価格が調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査委員会の審議により、履行が可能と判断される者のみを対象とする。
- ・評価値が基準評価値（標準点÷予定価格×1百万（円））に達しない場合は落札者となれない。

5 評価項目

総合評価における評価の視点は、大きく分けて「技術力」、「地域性」、「施行計画」の3つに分類される。（加算点は最大値で記載。項目毎の加算詳細は別記による。）

評価の視点		評価項目	簡易Ⅰ型		簡易Ⅱ型	
			配点	加算点	配点	加算点
技術力	企業能力	同種工事施工実績（過去15年間）	6	1.5	8	2
		工事成績評定（過去5年間の平均点）		1.5		2
	配置予定技術者の能力	同種工事施工経験（過去15年間）		1.5		2
		工事成績評定（過去5年間の平均点）		1.5		2
地域性	地域精通度	本店の所在地	4	1	4	1
		市内業者の活用計画		1		1
	地域貢献度	ボランティア活動実績		1		1
		災害時対応に係る活動実績		1		1
施工計画	施工計画	施工計画に係る技術的所見	6	6※	—	—
		品質の確認及び管理に係る技術的所見				
		施工上配慮すべき点に係る技術的所見				
加算点合計			16	12		

※注 評価項目ごとの評価点は工事案件ごとに設定するものとする。

5-1 技術力

(1) 企業能力

①同種工事の施工実績（過去15年間）

評価基準	評価点（点）	
	簡易 I型	簡易 II型
施工箇所が県内の同種工事の施工実績有り	1.5	2
施工箇所が県内を除く東北地方での同種工事の施工実績有り	0.75	1
上記以外	0	0

(留意点)

- ア)「過去15年間」とは、直前15ヶ年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡し完了した工事とする。
- イ) 国（独立行政法人、事業団を含む）、都道府県（企業局、公社を含む）、市町村（一部事務組合等、公社を含む）、土地区画整理組合及び土地改良区並びに公益民間企業の発注した工事とする。
- ウ)「公益民間企業」とは、CORINS登録の大分類で公益民間企業に分類された機関のうち、中分類における電力会社、ガス会社、電信電話会社、JR、鉄道、石油備蓄会社、その他公益企業第3セクター、（東、中、西）日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、（首都、阪神、本州四国連絡橋）高速道路株式会社、PFI事業者等をいい、その他は含まない。
- エ) 建設共同企業体としての同種工事の施工実績は、出資比率20%以上の構成員の場合のものに限る。
- オ) 建設共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で、施工実績、工事成績評定に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

②工事成績評定（過去5年間の平均点）

評価基準	評価点（点）	
	簡易 I 型	簡易 II 型
84点以上	1.5	2
81点以上84点未満	1.25	1.5
78点以上81点未満	1	1
75点以上78点未満	0.75	0.5
75点未満又は評定通知無し	0	0

(留意点)

- ア)「過去5年間」とは、直前5ヶ年度(直前1ヶ年度の前年度まで)をいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡しが完了した山形県から受注した工事(県土整備部及び農林水産部、山形県のその他部局(警察本部、企業局、病院事業局等))の建設業許可区分に応じた工事成績評定とする。
- イ)前記に該当する工事成績評定の平均点(小数点以下は切り捨て)を算定し評価する。なお、(1)に該当する工事成績評定通知の対象となる施工実績が全く無かった者の評価点は「0点」とする。
- ウ)建設共同企業体としての工事成績評定は、出資比率20%以上の構成員の場合のものに限る。
- エ)建設共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で、施工実績、工事成績評定に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

(2) 配置予定技術者の能力

①同種工事の施工経験(過去15年間)

評価基準	評価点(点)	
	簡易 I型	簡易 II型
施工箇所が県内の同種工事の施工実績有り	1.5	2
施工箇所が県内を除く東北地方での同種工事の施工実績有り	0.75	1
上記以外	0	0

(留意点)

- ア)「過去15年間」とは、直前15ヶ年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡しが完了した工事とする。
- イ)国(独立行政法人、事業団を含む)、都道府県(企業局、公社を含む)、市町村(一部事務組合等、公社を含む)、土地区画整理組合及び土地改良区並びに公益民間企業の発注した工事とする。
- ウ)「公益民間企業」とは、CORINS登録の大分類で公益民間企業に分類された機関のうち、中分類における電力会社、ガス会社、電信電話会社、JR、鉄道、石油備蓄会社、その他公益企業第3セクター、(東、中、西)日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、(首都、阪神、本州四国連絡橋)高速道路株式会社、PFI事業者等をいい、その他は含まない。
- エ)施工経験は、該当工事の全体工期の1/2以上の期間、元請の「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したのものに限る。ただし、工事中止期間は、全体工期に含めないものとする。
- オ)建設共同企業体としての施工経験は、出資比率20%以上の構成員の場合のものに限る。

- カ) 配置予定技術者の変更は原則として認めない。ただし、契約後に配置技術者が長期病休、退職した場合等やむを得ない事情で発注者が認めた場合はこの限りではない。
- キ) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、施工経験が最も少ない者を評価対象者とする。
- ク) 建設共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で、施工経験、工事成績評定に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

②工事成績評定（過去5年間の平均点）

評価基準	評価点（点）	
	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
8.4点以上	1.5	2
8.1点以上8.4点未満	1.25	1.5
7.8点以上8.1点未満	1	1
7.5点以上7.8点未満	0.75	0.5
7.5点未満又は評定通知無し	0	0

（留意点）

- ア) 「過去5年間」とは、直前5ヶ年度（直前1ヶ年度の前年度まで）をいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡しが完了した山形県から受注した工事（県土整備部及び農林水産部、山形県のその他部局（警察本部、企業局、病院事業局等））の建設業許可区分に応じた工事成績評定とする。
- イ) 前記に該当する工事成績評定の平均点（小数点以下は切り捨て）を算定し評価する。なお、(1)に該当する工事成績評定通知の対象となる工事実績が全く無かった者の評価点は「0点」とする。
- ウ) 建設共同企業体としての工事成績評定は、出資比率20%以上の構成員の場合のものに限る。
- エ) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、工事成績評定に関する評価点が最も低い者を評価対象者とする。
- オ) 建設共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で、施工経験、工事成績評定に関する評価点の合計が最も高い者をその建設共同企業体の評価対象者とする。

5-2 地域性

(1) 地域精通度

①本店の所在地

評価基準	評価点 (点)	
	簡易 I 型	簡易 II 型
市内に本店有り	1	1
上記以外	0.5	0.5

(留意点)

ア) 建設共同企業体の結成を要件とする場合は、各構成員の評価点に出資比率を乗じたものを合計し、小数点第三位以下を四捨五入したものを評価基準点とする。

(例) 建設共同企業体の場合

	出資比率
代表構成員 (市内業者)	50%
構成員 1 (市内業者)	30%
構成員 2 (市外業者)	20%
評価点 =	1点×0.5 (代表者) + 1点×0.3 (構成員 1) + 0.5点×0.2 (構成員 2) = 0.9点

②市内業者の活用計画

評価基準	評価点 (点)	
	簡易 I 型	簡易 II 型
市内業者の活用割合が 50% 以上	1	1
市内業者の活用割合が 40% 以上 50% 未満	0.75	0.75
市内業者の活用割合が 30% 以上 40% 未満	0.5	0.5
市内業者の活用割合が 20% 以上 30% 未満	0.25	0.25
市内業者の活用割合が 20% 未満	0	0

(留意点)

ア) 市内業者とは、技術資料提出時において市内に本店、支店、営業所又は工場等を有している法人、又は本市に市県民税の納税義務を有する個人事業主とする。

イ) 市内業者の活用割合は、次の算定式により小数点以下を切り捨てた整数によること。

$$\text{市内業者の活用割合} = \frac{\text{①市内業者の元請施工金額} + \text{②市内業者の下請施工金額の合計}}{\text{③元請金額 (請負金額)}} \times 100$$

- ① 「市内業者の元請施工金額」は、元請業者が市内業者である場合に、自ら施工する金額 (購入する資材等を除く。) と、元請業者が購入する資材のうち、市内業者から購入する金

額の合計（市内で産出・生産・加工又は製造された市産資材を調達する場合、市内の代理店から調達する場合は、元請施工金額に算入する。元請業者が資材等を市外業者から調達する場合は、元請施工金額に算入しない。また、共同企業体の結成を要件とする場合は、元請施工金額に市内業者の出資比率を乗じた金額とする。）

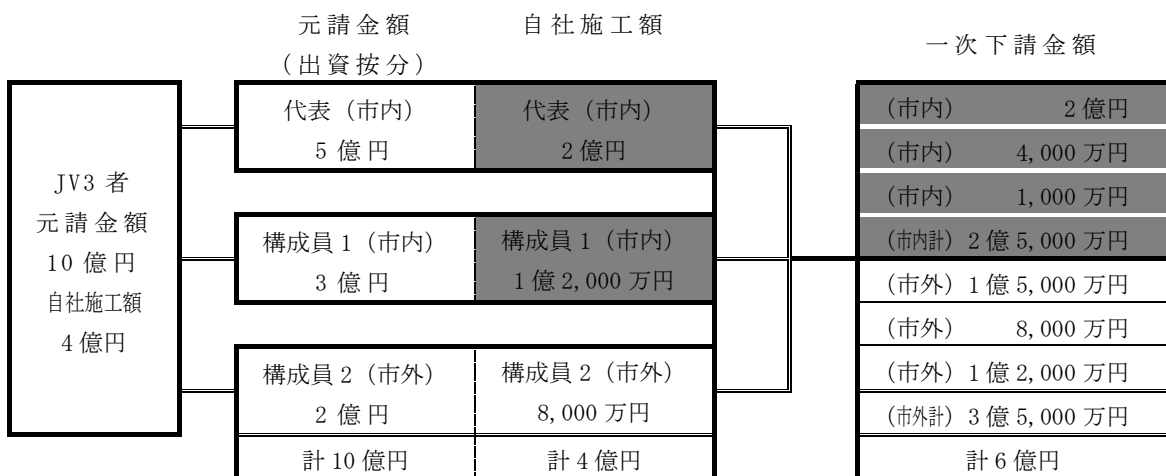
② 「市内業者の下請施工金額の合計」は、元請業者が市内業者と下請契約（一次下請）する金額の合計。

③ 「元請金額（請負金額）」は、本市と契約しようとする金額。

ウ) 工事竣工時に市内業者の活用割合を確認できる資料を提示することとし、申告された評価基準の範囲から下回った場合は、工事成績評定での減点対象とする。ただし、請負者の責によらない事由により、市内業者を活用できなくなった場合はこの限りではない。

(例) 建設共同企業体の場合

	出資比率
代表構成員（市内業者）	50%
構成員 1（市内業者）	30%
構成員 2（市外業者）	20%
元請金額	10 億円



$$\text{※市内業者の活用割合} = \frac{\text{市内業者施工金額 (3.2 億 + 2.5 億円)}}{\text{元請金額 (10 億円)}} = \boxed{57\%}$$

(例) 建設共同企業体の場合

	出資比率
代表構成員 (市内での活動実績有り)	45%
構成員 1 (県内での活動実績有り)	35%
構成員 2 (活動実績無し)	20%

6 留意事項

$$\begin{aligned} \text{評価基準点} = & \quad 0.5 \text{点} \times 0.35 \\ & 1 \text{点} \times 0.45 + 0.175 \Rightarrow 0.18 + 0 \text{点} \times 0.2 = 0.63 \text{点} \\ & \quad \quad \quad \text{※四捨五入} \\ & \quad \quad \quad \text{(代表者)} \quad \quad \quad \text{(構成員 1)} \quad \quad \quad \text{(構成員 2)} \end{aligned}$$

(1) 技術資料の取扱い

- ① 技術資料の提出が無い者は入札参加資格を無効とする。
- ② 実績以上の内容での故意な申請や、架空の申請が明らかとなった場合は、入札参加資格を無効とする。
- ③ 入力ミスや判断ミスで実績と異なった内容など錯誤で申請した場合は、当該評価項目を最低点に修正する。また、錯誤により過小に申請した場合は修正を行わない。
- ④ 提出された技術資料は返却しない。

(2) 技術資料の履行確保

総合評価において、評価項目を履行することを申請して落札した場合には、落札者はその申請内容について履行義務を負う。そのため、工事の監督及び検査にあたっては、申請した履行内容が確保されているか履行状況を確認し、請負者の責に帰すべき事由により不履行が認められた場合、工事成績評定の減点及び契約金額の減額のペナルティ措置を行う。

(3) 落札者の決定

入札価格が予定価格以下であり、かつ調査基準価格以上（調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査委員会の審議により当該契約の内容に適合した履行がなされると認められたもの）の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、総合評価点の最も高い者が2者以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。